

六年十一月七日開催せられ、馬事團體に關する勅令案要綱以下五勅令案要綱の決定を見るに到つたが、その内農業生産の統制に關する勅令案要綱並に土地工作物管理使用令中改正に關する勅令案要綱は人口政策的見地よりも關心せらるるところ特に緊切である。

農業生産の統制については既に臨時農地管理令、農地等價格統制令、重要肥料の配給割當等の實施を見てゐるが、今回更に畜力、機械力及び農業電力を管理統制し農會に作付統制等の指導力を與へて之を遂行することとしたもので、特に統制が農業者の離職防止の方策にまで及んだ點は特記するに足るものである。

又、土地工作物管理使用令中改正に關する勅令案要綱は今後の住宅政策實施上關心せらるるところ尠くない。

右二勅令案要綱を掲ぐれば次の如くである。

### 農業生産の統制に關する勅令案要綱

#### 網

第一 本要綱に於て農業とは耕作養畜又は養蠶の業務を謂ひ、農業者とは農業を営む者及之と同一の世帯に在りて農業に従事する者（雇傭契約に依りて従事する者を除く）を謂ふこと

本要綱に於て農機具とは農業者が農業に使用する爲所有又は占有する農業用機械器具を謂ひ、役畜とは農業者が農業に使役する爲所有又は占有する家畜を謂ふこと

第二 農會は其の地區の農業生産計畫を樹立すべきこと  
農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは農會に對し其の地區内に於て生産せらるべき重要農産物の種類、數量、作付面積其の他前項の計畫に關し必

要なる事項を命ずることを得ること

第三 農會第二第一項の計畫實現の爲必要あるときは第四乃至第七の規定に基く統制を爲すべきこと  
前項の場合に於ては統制規程を定め地方長官の認可を受くべきこと之を變更又は廢止せんとするとき亦同じきこと

第四 農會は地區内の農業を営む者に對し其の生産すべき農産物の種類、數量又は作付面積を指示することを得ること

第五 農會は地區内の農業者に對し特定の農作業に付共同作業其の他農作業の調整上必要なる事項を指示することを得ること

第六 農會は重要農産物の生産確保の爲特に必要ありと認むるときは入營、應召、應徴其の他命令を以て定むる場合を除くの外地區内の農業者にして主として農業生産に従事する者に對し其の者が農業生産に従事せざるに至る場合に於て農會長の承認を受くべき旨を指示することを得ること

第七 農會は地區内の農業者に對し農機具若は役畜の譲渡の制限又は其の利用、移動若は保管に付必要なる事項を指示することを得ること

第八 地方長官必要ありと認むるときは農會に對し第四乃至第七の規定に依る農會の指示を取消し若は變更することを得ること

地方長官必要ありと認むるときは農業者に對し第四乃至第七の規定に依る農會の指示に従ふべきことを

命ずることを得ること

第九 農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは農業生産の統制に關し必要なる報告を徴し又は當該官吏をして農地、農機具若は役畜の所在する場所其の他必要なる場所に臨檢し其の狀況を檢査せしむることを得ること

命ずることを得ること

第十 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

土地工作物管理使用收用令中改正に關する勅令案要綱

土地工作物管理使用收用令中左の通改正すること  
第一 第二條の二として左の一條を加ふること  
閣令を以て指定する總動員業務を行ふ者その總動員業務の遂行上土地又は工作物の使用又は收用を必要とするときは所管大臣の認可を受くべし

第二 第一の總動員業務を行ふ者土地又は工作物を使用又は收用する場合に於ては之に因り通常生ずべき損失を補償すべきこと

昭和十六年米第二回豫想收穫高の發表

表

豫に九月二十日現在を以て昭和十六年度の米第一回豫想收穫高を發表せる農林省は十一月二十二日更に第二回豫想收穫高(十月三十日現在)の發表を行つたが、

之を掲ぐれば以下の如くである。尙、作付面積は第一回豫想收穫高發表の際(昭和十六年十月十五日附官報)のものによる。

昭和十六年米作付面積

作付面積

前年度作付面積に比し増減(△は減)

總數	三、一七八、〇五九・四	町段	三、一九〇・五
北海道	一七八、七二七・三	△	四、一三三・〇
青森	七二、五五〇・六		一、〇六〇・二
岩手	六四、三八九・〇		一、九二三・三
宮城	一〇一、四六八・九		三、四三二・八
秋田	一一二、七八九・七		四、七四五・八
山形	九三、三一三・四	△	二、二九三・七
福島	一〇五、八六〇・九		二、一〇一・九
茨城	一一〇、一〇四・四	△	一一、四四二・四
栃木	九五、一二三・五		五六八・五
群馬	四五、三二六・八		四八四・九
埼玉	七四、六一三・四	△	三、一四四・二
千葉	一〇五、六三七・六	△	六六五・八
東京	一一、四九三・〇		一、〇八四・〇
神奈川	二四、八五八・四	△	八六六・五
新潟	一七九、八七二・〇		二二七
富山	七八、一二六・四	△	一、〇三一・四
石川	五三、八一七・五	△	一〇・九
福井	四八、六七五・四		三八七・〇
山梨	一八、〇六七・四		一二六・七
長野	七二、三六九・七		二、三三一・二

岐阜	六三、四二六・三	△	四六九・六
静岡	六一、五九一・六	△	一四六・五
愛知	九二、九〇一・八	△	一、一九七・五
三重	七〇、〇二一・一		一七〇・五
滋賀	六三、一九四・五	△	三九九・五
京都	三八、八二八・五	△	九〇七・八
大阪	三六、八〇二・三	△	一、二〇八・七
兵庫	九八、〇七二・一		一、三三九・三
奈良	二九、一四八・五	△	四七三・八
和歌山	二八、八一八・一		二七〇・八
鳥取	三二、八六四・五		一一一・一
島根	五二、二二二・八		一、一〇九・二
岡山	八六、四五九・九		二、二二二・三
広島	七三、二六五・〇		五五三・八
山口	七四、三九八・四		二、九一九・七
徳島	二八、九三六・二		四五五・三
香川	三七、三五四・七	△	二六九・二
愛媛	四四、一三四・六		九三・六
高知	三五、八七〇・四	△	一、四七五・五
福岡	一〇四、八六六・八	△	五四・八
佐賀	五四、九一一・九		一、一一二・四
長崎	三二、八〇二・四		二、四四八・七
熊本	八二、四〇八・〇		六一六・一
大分	五五、六三六・五	△	八六八・〇
宮崎	五二、五六四・四		四九六・三
鹿児島	八三、三一七・六		三、三三三・九
沖縄	六、〇九五・二	△	三一〇・七

昭和十六年米第二回豫想收穫高

本年十月三十一日現在における米第二回豫想收穫高は五千五百四十六萬二千二百二十石にして、これを九月二十日現在における第一回豫想收穫高に比すれば三百六十七萬二千二百十石(六分二厘)を減少せり、蓋し右は第一回豫想收穫高調査後においては天候概ね不順にして、北海道および東北の一部地方の冷害は益、深刻となり、中國、四國および九州地方においては十月一日の颱風による被害ありしのみならず、かつ一般に鎌入の結果、稔實不良なりしものありしによるもの如し、なほ参考のため最近五箇年間に於ける實收穫高を掲ぐれば左の如し

昭和十一年	六七、三三九、六九九石
昭和十二年	六六、三一九、七六四
昭和十三年	六五、八六九、〇九二
昭和十四年	六八、九六四、四六八
昭和十五年	六〇、八七四、二五二
自昭和十一年至昭和十五年五箇年平均	六五、八七三、四五五
昭和十六年	五九、一三四、四三〇
第一回豫想收穫高	五九、一三四、四三〇
第二回豫想收穫高	五五、四六二、二二〇

府縣別豫想收穫高

豫想收穫高	増	減(△は減)
總數	五、四六三、三三〇石	前年實收穫高に比し
北海道	一、四七五、六六〇	前五年平均實收穫高に比し
青森	六五、八七〇	

青森	六五、八七〇	△	五三、三三四	△	七九九・五九二
----	--------	---	--------	---	---------

岩手	六五,三〇〇	△	七五,六三三	△	五六,一四三
宮城	一五,四三〇	△	九一,九三三	△	九六,〇八五
秋田	二,四九八	△	一九,九三〇	△	四七,八八一
山形	二,二六四	△	一〇,四九五	△	九六,三三〇
福島	一六,〇九七	△	五〇,二八一	△	五四,一五〇
茨城	一五,五六九	△	四〇,〇九三	△	六五,八四五
栃木	一四,八六五	△	二五,九七〇	△	一五,六五〇
群馬	七四九,〇〇〇	△	一八七,七六六	△	二三四,四四五
埼玉	一,〇三〇,〇七〇	△	三三〇,五〇五	△	四八二,七六六
千葉	一,七五八,四二〇	△	一七二,三四一	△	四四九,三三〇
東京	一四,二五〇	△	二七,七七五	△	七六,三六二
神奈川	八五,〇七〇	△	八五,八三七	△	一三九,〇一九
新潟	三,四八,五七〇	△	六七,一五三	△	五三,七七一
富山	一,二〇〇,七六〇	△	四七,九九五	△	五〇〇,二九〇
石川	九七,八六〇	△	二九,六六二	△	二七,四七六
福井	八二,〇九〇	△	二〇,六四七	△	一九七,四六六
山梨	三三,〇六〇	△	七二,九八八	△	七三,七五五
長野	一,六四三,九三〇	△	一六,四八八	△	一八,八三三
岐阜	一,〇二〇,〇〇〇	△	三三〇,七七八	△	三〇六,六二二
静岡	一,〇六,三三〇	△	三,九六六	△	一三六,一五七

昭和十六年全国小麦實收高

作付面積	實收高	前年作付面積ニ比シ	前年實收高ニ比シ	同上割合	前年實收高ニ比シ	同上割合	前五箇年平均實收高ニ比シ	同上割合
五,四〇五・七	四六,八四八	一〇八・三・五	〇・六二七	一七,九一五	〇・六一九	一二,四四五	〇・三六二	〇・三六二
五,四〇五・七	四六,八四八	一〇八・三・五	〇・六二七	一七,九一五	〇・六一九	一二,四四五	〇・三六二	〇・三六二

北海道	五,四〇五・七	四六,八四八	一〇八・三・五	〇・六二七	一七,九一五	〇・六一九	一二,四四五	〇・三六二
府内	二五二,三三三・四	六四,五二五・九	一四,九四〇・二	〇・〇四四	一〇,三七八・七	〇・一三九	四八,一六八・七	〇・〇六九
府外	三三,七四八・一	六,四九九・四三九	一七,〇三三・七	〇・〇五〇	一〇,一九九・五八	〇・一三六	四六,九二四・二	〇・〇六七
計(全国)	五,四〇五・七	四六,八四八	一〇八・三・五	〇・六二七	一七,九一五	〇・六一九	一二,四四五	〇・三六二

熊本	一八八,二四〇	四一〇,三三七	九一七,五三二
大分	一,一八五,四九〇	二〇〇,三三八	九六,三三三
宮崎	九五,〇〇〇	二五七,九六三	一五,三四四
鹿児島	一,三五九,五八〇	三九〇,五九六	八八,〇四三
沖繩	一〇五,九二〇	四九,五七四	二六,三三五

**米穀持越高(昭和十六年十一月一日現在)**  
 尙、農林省は右米穀第二回豫想收穫高の發表と同時に昭和十六年十一月一日現在の米穀持越高を發表したが、之を掲ぐれば次の如くである。

内地米	四,三八三,五九一
朝鮮米	一七三,八二一
臺灣米	二三三,六一二
外國米	三,六〇〇,二七八
計	八,三九〇,三〇二

**昭和十六年度全国小麦實收高の發表**

農林省が昭和十六年十一月十三日付官報を以て發表せる昭和十六年度の全国小麦實收高は次の如くである。